

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例 の一部を改正する条例案について

1 趣旨

離島振興対策実施地域における地方税の課税免除等に対する減収補てん措置に係る省令の適用期限の延長を踏まえ、滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号）の一部を改正しようとするもの。

2 概要

適用期限の延長

離島振興対策実施地域における課税免除の適用期限を令和5年3月31日まで延長する。（第4条関係）

3 施行期日等

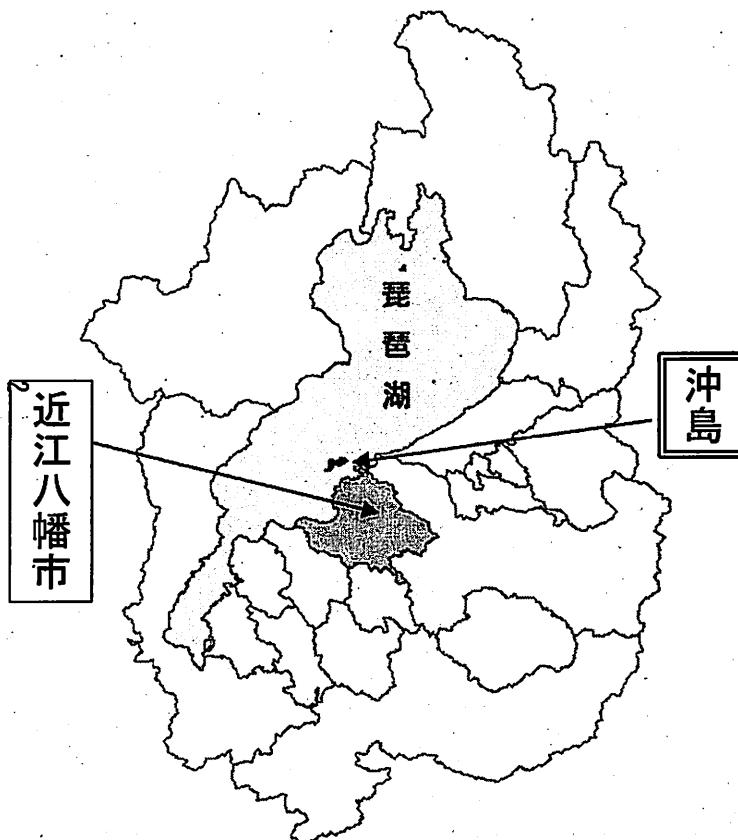
公布日

※ 令和3年4月1日まで遡って適用する。

離島振興対策実施地域における課税免除

参考資料

令和5年3月31日まで延長



①青色申告書を提出する法人または個人が、
離島振興対策実施地域(近江八幡市の沖島)内において、
令和3年3月31日までの間に、製造業、旅館業、情報サービス業、
有線放送業またはインターネット付随サービス業等のために、
一定の特別償却設備を新設または増設した場合に、次のとおり課税免除とする。

事業税	事業税の課税標準となるべき所得金額のうち、一定の算式によって計算した額に対して課すもの	3年間
不動産取得税	一定の特別償却設備である家屋およびその敷地である土地の取得に対して課すもの	課税年度分
固定資産税(県が課すもの)	一定の特別償却設備である機械および装置に対して課すもの	3年間

②離島振興対策実施地域(近江八幡市の沖島)内において、
畜産業、水産業または薪炭製造業を行う個人で、
一定の労働日数要件を満たすものについては、
各年のその者の当該事業に係る所得金額に対する事業税を課税免除する。
(ただし、課税免除をした最初の年度以降引き続く5箇年度のみ)

※離島振興法の規定に基づき交付税による減収補てん制度の適用がある。

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）の一部改正等に伴い、離島振興対策実施地域における課税免除の適用期限を延長するため、滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 離島振興対策実施地域における課税免除の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとします。（第4条関係）
- (2) その他
 - ア この条例は、公布の日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
 - ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例新旧対照表

旧	新
第1条 省略 (定義)	第1条 省略 (定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)から(5)まで 省略 (6) 第2種特別償却設備 製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業その他規則で定める事業の用に直接供する一の設備（ガスの製造または発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上であることにより、租税特別措置法第12条第3項の表の第2号または第45条第2項の表の第2号の規定の適用を受けるものをいう。 ア 製造の事業または旅館業 500万円（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第13項に規定する資本金の額等が5,000万円を超える、1億円以下である法人にあっては1,000万円、同項に規定する資本金の額等が1億円を超える法人にあっては2,000万円） イ 省略 (7) 第3種特別償却設備 地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者および同法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人にあっては、1,900万円）以上のものをいう。 (8) 省略	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)から(5)まで 省略 (6) 第2種特別償却設備 製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附隨サービス業その他規則で定める事業の用に直接供する一の設備（ガスの製造または発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上であることにより、租税特別措置法第12条第3項の表の第3号または第45条第2項の表の第3号の規定の適用を受けるものをいう。 ア 製造の事業または旅館業 500万円（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円を超える、1億円以下である法人にあっては1,000万円、同項に規定する資本金の額等が1億円を超える法人にあっては2,000万円） イ 省略 (7) 第3種特別償却設備 地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者および同法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人にあっては、1,900万円）以上のものをいう。 (8) 省略
第3条 省略 (離島振興対策実施地域における県税の課税免除)	第3条 省略 (離島振興対策実施地域における県税の課税免除)
第4条 青色申告書を提出する法人または個人が離島振興対策実施地域内に	第4条 青色申告書を提出する法人または個人が離島振興対策実施地域内に

において当該離島振興対策実施地域の指定の公示の日から令和3年3月31日までの期間内に製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業その他規則で定める事業の用に供するための第2種特別償却設備を新設し、または増設したときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。

(1) 事業税 法人については当該第2種特別償却設備を製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附隨サービス業その他規則で定める事業の用に供した日の属する事業年度の初日から、個人については当該第2種特別償却設備をこれらの事業の用に供した日の属する年の初日からそれぞれ3箇年に限り、法人については各事業年度、個人については各年に係る所得金額のうち、次に掲げる区分ごとにそれぞれの区分に定める算式によつて計算した額に対して課するもの

ア その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業または倉庫業の法人の場合

当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得×(当該新設し、または増設した設備に係る固定資産の価額／当該設備を新設し、または増設した者が県内に有する事務所または事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業またはガス供給業の法人にあつては、当該固定資産の価額のうち製造事業用

の設備に係る固定資産の価額))

イ 省略

(2) および(3) 省略

2 および3 省略

以下省略

において当該離島振興対策実施地域の指定の公示の日から令和5年3月31日までの期間内に製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附隨サービス業その他規則で定める事業の用に供するための第2種特別償却設備を新設し、または増設したときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。

(1) 事業税 法人については当該第2種特別償却設備を製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附隨サービス業その他規則で定める事業の用に供した日の属する事業年度の初日から、個人については当該第2種特別償却設備をこれらの事業の用に供した日の属する年の初日からそれぞれ3箇年に限り、法人については各事業年度、個人については各年に係る所得金額のうち、次に掲げる区分ごとにそれぞれの区分に定める算式によつて計算した額に対して課するもの

ア その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業または倉庫業の法人の場合

当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得×(当該新設し、または増設した設備に係る固定資産の価額／当該設備を新設し、または増設した者が県内に有する事務所または事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業またはガス供給業の法人にあつては、当該固定資産の価額のうち製造事業用、旅館業用、情報サービス業用、有線放送業用、インターネット附隨サービス業用その他の規則で定める事業用の設備に係る固定資産の価額))

イ 省略

(2) および(3) 省略

2 および3 省略

以下省略